

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置(被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例)
2	対象税目	(法人税:義)(国税 26)、 (法人住民税:義)(地方税 21) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>① 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合、譲渡所得の1,500万円特別控除を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られた場合 ・被災市街地復興土地区画整理事業において公営住宅等の用地に供する保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合 <p>② 独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例(軽減税率)を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>③ 土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構(土地開発公社を含む。)に買い取られ対価を取得する場合、譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>《関係条項》</p> <p>【租税特別措置法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第65条の4第1項 ② 第62条の3第4項 ③ 第64条、第64条の2
4	担当部局	主要望 国土交通省都市局市街地整備課 従要望 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年12月 分析対象期間:平成29年度~平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	① 恒久措置 ② 3年間(平成29年1月1日~平成31年12月31日) ③ 恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災市街地復興土地区画整理事業等により、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図る。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第3条 「国及び地方公共団体は、大規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これらの災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業(中略)等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定) 第1章 現下の日本経済の課題と考え方 1 日本経済の現状と課題 (2) 熊本地震の対応 「補正予算等により当面の復旧対策に万全を期す。その上で、個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に点検・精査し、各自治体の財政状況に丁寧に目配りする中で、国庫補助の拡充・強化や、これに伴う地方負担に対する地方財政措置の充実等も含め、更にどのような対応が必要となるかを検討し、必要な財政支援をしっかりとっていく。 これにより、一日も早く、被災者が安心して生活でき、被災地の復興が成し遂げられるよう、できることはすべてやる、その決意の下で、政府一丸となって全力で取り組んでいく。」 																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策9. 防災政策の推進 施策③災害復旧・復興に関する施策の推進</p>																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災市街地復興推進地域等において施行される被災市街地復興土地区画整理事業等に係る事業用地の取得を円滑化し、早期に必要な事業用地を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 早期に必要な事業用地が確保されることで、早期の事業完了につながり、災害を受けた市街地の復興に寄与する。</p>																
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数(法人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>14</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度～平成31年度 熊本地震において、評価時点において見込まれる被災市街地復興土地区画整理事業が行われる場合の適用見込。今後、新たに被災市街地復興土地区画整理事業が実施される場合は、適用が見込まれる。</p> <p>※適用見込は、地方公共団体に調査を実施したもの。</p> <p>※②は現時点では適用が見込まれないが、熊本地震において事業を行う可能性がある地域に土地開発公社が存在しないためであり、今後、災害を起した場合、土地開発公社が存在する地域においては適用が見込まれる。</p>	年度区分	29	30	31	①	14	-	-	②	-	-	-	③	3	-	-
年度区分	29	30	31																
①	14	-	-																
②	-	-	-																
③	3	-	-																

		② 減収額	<p>【減収額(法人)】</p> <table border="1" data-bbox="544 226 1099 535"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">年度</th> </tr> <tr> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>法人税</td> <td>▲49.1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>▲8.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td>法人税</td> <td>▲35.1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>▲6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※単位:百万円</p> <p>※平成29年度～平成31年度 熊本地震において、評価時点において見込まれる被災市街地復興土地地区画整理事業による減収額。今後、新たに被災市街地復興土地地区画整理事業が実施される場合は、減収が見込まれる。</p> <p>【計算式】</p> <p>① 法人税 適用件数×1,500万円×法人税率 法人住民税 適用件数×1,500万円×法人税率×法人住民税率</p> <p>② 法人税 適用件数×2,000万円×法人税率×法人重課税率 法人住民税 適用件数×2,000万円×法人税率×法人重課税率×法人住民税率</p> <p>③ 法人税 適用件数×5,000万円×法人税率 法人住民税 適用件数×5,000万円×法人税率×法人住民税率</p>	区分		年度			29	30	31	①	法人税	▲49.1	-	-	住民税	▲8.5	-	-	②	法人税	-	-	-	住民税	-	-	-	③	法人税	▲35.1	-	-	住民税	▲6	-	-
区分		年度																																				
		29	30	31																																		
①	法人税	▲49.1	-	-																																		
	住民税	▲8.5	-	-																																		
②	法人税	-	-	-																																		
	住民税	-	-	-																																		
③	法人税	▲35.1	-	-																																		
	住民税	▲6	-	-																																		
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>今後大規模な災害が起きた場合に、災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地土地地区画整理事業等の施行が想定されるが、事業のためには事業用地の確保が不可欠となる。</p> <p>本特例により、早期に事業用地を確保することで、早期の復興が図られることが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例により、被災市街地復興土地地区画整理事業等が円滑に施行されることで、早期の事業完了による経済的損失の低減、防災性の向上した市街地形成による人命リスクや地震・火災等による被害のリスクの低減が図られるため、税収減を是認する効果が有ると考えられる。</p>																																			
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には特別立法により税制上の対応を行ってきたところであるが、本特例は、近年災害が頻発していることを踏まえ、規定を常設化するものであり、租税特別措置法上の措置によることが適切と考えられる。</p>																																			
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制以外の措置としては予算上の措置が想定されるが、予算上の措置については施行者に対する公共施設の整備、宅地の造成が主たるものとなっている。本特例は、被災市街地復興土地地区画整理事業等が施行される場合に、事業に必要な用地を提供する者に対して税制上のインセンティブを与え、早期の事業用地の確保を図るものであることから、他の政策手段と役割分担がなされている。</p>																																			

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例は地方公共団体等が施行する被災市街地土地区画整理事業等に適用されるものであり、国税及び地方税の特例を措置することにより、国と地方公共団体が協力して早期の復興を図ることを見込むものである。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—